

答 申 (案)

諮問のあった議長、副議長を含む議会議員の報酬等については、平成19年の改定により一定額が引き上げられたが、県内各市はじめ全国の人口規模が近似している他市の状況と比較すると、本市の議員報酬額および政務活動費についてはいずれも低い水準となっている。

特に議長、副議長を除く一般議員の報酬額については、県内の市で月額20万円台であるのは湖南省と米原市のみであり、政務活動費については年額10万円と最も低い額となっている。

今日、地方分権の進展に伴い国・県からの権限委譲が進んでいる中、基礎的自治体である市の果たすべき役割はますます大きくなっており、市政の一翼を担う市議会議員の役割と責任は一層重要となっている。

加えて、今後の湖南省を担うべき有能で意欲のある若年層が積極的な政治参加を果たすため、政策プロとしての政策形成能力を養い、議員活動に専念できるための議員報酬や政務活動費が求められており、一定水準の引き上げが必要であると判断する。

よって、当審議会としては、県内各市や人口規模の似通った全国の市の状況等諸情勢を総合的に判断した結果、議員報酬額および政務活動費について、諮問額のおり議長の報酬月額44万円、副議長の報酬月額38万円、議員の報酬月額35万円、議員の政務活動費年額20万円とすることが妥当であると答申する。

なお、当審議会は諮問を受けた議員報酬および政務活動費について審議するものであるが、議員一人当たりの人口が県内市の平均に比べ少ないことから、議員定数についても一定の取り組みをされることが市民感覚に沿うものであり、定数見直しに関する取り組みを期待するとの意見があったことを付け加える。

平成25年4月24日

湖南省特別職報酬等審議会